



今後メールでの配信をご希望の方、または配信停止をご希望の方は大変お手数ですが弊社担当者までお知らせください。

相続・贈与の一体化課税(2)

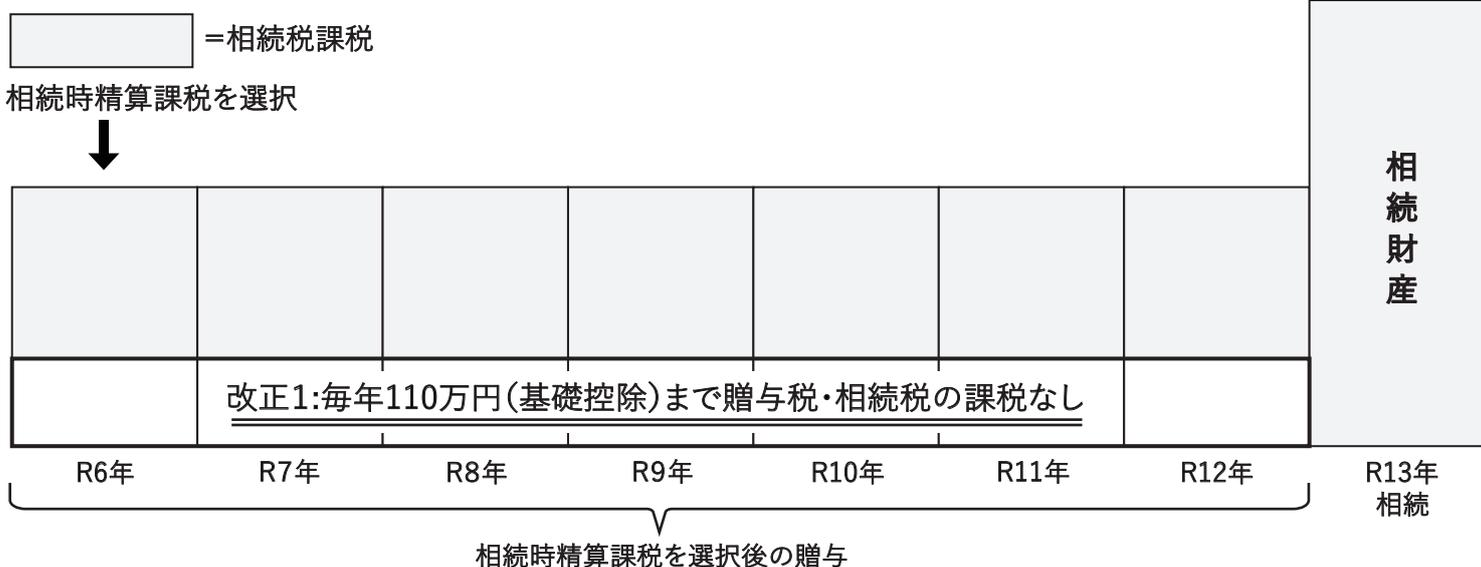
前回のエクスプレスニュースNo.10で取り上げたように、相続時精算課税贈与は贈与者ごとに一生の累計で2,500万円までは贈与税が課税されず、使い方によっては非常に効果的な贈与の方法ですが、例えば父からの贈与で相続時精算課税を選択すると、その後の父からの贈与は暦年贈与を選択できず、暦年贈与の110万円の非課税枠が利用できなくなります。また、その後たとえ1円であっても、父からのすべての贈与について申告しなければならないという手続きの煩雑さもあり、中々利用されていない状況でしたが、2023年度税制改正において、この相続時精算課税贈与について、次のとおり見直しが行われました。

1. 暦年贈与の基礎控除(毎年110万円)とは別に、相続時精算課税贈与にも基礎控除(年110万円)を創設。

※適用時期:令和6年1月1日以後の贈与財産に係る相続税又は贈与税について適用。

2. 贈与を受けた土地又は建物が、災害により一定の被害を受けた時は、相続税の計算においてその土地又は建物の評価額を再計算。 ※適用時期:令和6年1月1日以後に生じる災害により被害を受けた場合に適用

【上記改正1のイメージ】



【改正の内容】

1. 贈与税の計算

相続時精算課税で受けた贈与については、暦年贈与の基礎控除110万円とは別枠で、毎年110万円まで課税しないという改正が入りました。例えば父からの贈与について相続時精算課税を利用した後でも、毎年、父から110万円までは無税で贈与を受けられることとなります。さらに、相続時精算課税を選択していない母からの贈与は、暦年贈与の基礎控除として別枠で毎年110万円まで贈与税の課税がされません。ただし、同一年中に両親双方から相続時精算課税を利用して贈与を受けた場合には、自民党の税制調査会の資料によると基礎控除の110万円をそれぞれの贈与額に応じて按分すると記載されており、以下のように両親からの贈与の合計で110万円までが基礎控除となります。

(例)父からの贈与700万円 母からの贈与300万円

①父から贈与の基礎控除額: $110万円 \times (700万円 / 700万円 + 300万円) = 77万円$

②母から贈与の基礎控除額: $110万円 \times (300万円 / 700万円 + 300万円) = 33万円$

③基礎控除合計: ①+②=110万円

2. 相続時に相続財産に加算する贈与財産の対象範囲

相続時精算課税贈与は、改正前は全ての贈与財産が相続財産の加算対象でしたが、改正後は毎年110万円の基礎控除を控除した後の残額を、相続財産に加算して計算されます。ただし、上記1の例のように、同一年中に両親双方から相続時精算課税を利用して贈与を受けた場合の贈与者ごとの相続財産への加算額は、以下の通りです。

(例)父からの贈与700万円 母からの贈与300万円

①父相続時の相続財産への加算額：700万円-77万円=623万円

②母相続時の相続財産への加算額：300万円-33万円=267万円

一方、暦年贈与の場合は、相続前3年以内の贈与は全ての贈与財産が相続財産の加算対象となりますが、改正により延長した4年間(相続前3年超7年以内)に受けた贈与は、4年間の贈与財産合計から贈与者ごとに100万円を控除した残額を、相続財産に加算して計算されます。

(例)前提：改正により延長した4年間の贈与

父からの贈与1,700万円 母からの贈与1,300万円

①父相続時の相続財産への加算額：1,700万円-100万円=1,600万円

②母相続時の相続財産への加算額：1,300万円-100万円=1,200万円

3. 相続時に相続財産に加算する贈与財産の評価方法

相続時精算課税を利用して贈与を受けた建物が相続までに火災で焼けてしまっても、改正前は贈与時の価格で相続税が課税されていましたが、今回の改正により相続時精算課税を利用して贈与を受けた土地又は建物が災害により一定以上の被害を受けた場合には、贈与時の価額から災害により被害を受けた部分に相当する金額を控除した額で、相続税を計算することになります。この改正は令和6年1月1日以後に災害により被害を受けた場合に適用されるため、令和5年以前に相続時精算課税を利用して贈与を受けた土地又は建物についても対象となります。

【相続時精算課税制度の改正前後の比較】

項目	【改正前】	【改正後】
1 贈与税の計算	(贈与財産額-累積2,500万円)×一律20% →贈与の都度、申告必要	{(贈与財産額-年110万円)-累積2,500万円}×一律20% →贈与の都度、申告必要。 ただし、年110万円以下の贈与の場合は、申告不要
2 相続財産に加算する贈与財産(対象範囲)	全ての贈与財産	全ての贈与財産(年110万円以下の贈与財産を除く)
3 相続財産に加算する贈与財産(評価方法)	贈与時の価額	贈与時の価額(土地又は建物が災害により一定の被害を受けた時は、贈与時の価額から災害により被害を受けた部分に相当する額を控除した残額)

改正後の暦年贈与と相続時精算課税贈与の有利不利については、贈与者の年齢・財産の種類・贈与財産額により異なるため一概には言えませんが、相続時精算課税贈与に別枠の基礎控除が新たに設けられたため、暦年贈与よりも相続時精算課税贈与を選択した方が相続税・贈与税を通じた税負担が下がり有利になるケースが出てきますので、令和6年1月1日以後の贈与については、相続時精算課税贈与の利用が増加すると考えます。

(担当:福田)